## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構における研究不正行為に関する規程

平成22年4月1日規程第59号

目次

第1章 総則 (第1条~第3条)

第2章 研究不正行為に対する体制 (第4条~第8条の2)

第3章研究不正行為の防止対策 (第9条~第15条)

第4章 研究不正行為への対応

第1節 通報の受付 (第16条~第22条)

第2節 関係者の取扱い (第23条~第25条)

第3節 事案の調査 (第26条~第38条)

第4節 研究不正行為等の認定 (第39条~第44条)

第5節 措置及び処分 (第45条~第50条)

第5章 雑則

附則

別記第1号様式(第17条関係)

別記第2号様式(第33条第2項関係)

別記第3号様式(第42条第1項関係)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。) における研究不正行為の防止及び研究不正行為が生じた際の対応について、必要な事項を定めることにより、道総研における公正な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役職員 道総研の常勤及び非常勤の役員及び道総研と雇用関係にある職員。 道総研に所属する役員及び職員並びに客員研究員。
  - (2) 研究者等 役職員のうち研究活動に従事する者。
  - (3) 試験場等 地方独立行政法人北海道立総合研究機構研組織規程(平成22年規程第4
  - 号) 第2条に定める組織、建築性能試験センター、ものづくり支援センター。
  - (4) 研究記録 研究の計画、過程若しくは成果等を表す情報が、紙、電磁的記録媒体若しくはその他の記録媒体に記録されたもの、又は研究に使用した実験試料、標本試料、試薬若し

くは実験装置等。

- (5) 競争的資金等 国の府省又は当該府省が所管する独立行政法人が配分する競争的資金等 の公募型の研究資金。
- (6) 資金配分機関 競争的資金等を配分する機関。
- (7) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った ことによる、投稿論文等の発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る以 下の(ア)~(ウ)の行為。
  - (ア) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
  - (イ) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (ウ) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (8) 研究資金の不正使用 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。
- (9) 研究不正行為 特定不正行為又は研究資金の不正使用。
- (10) 不正防止計画 不正防止対策の総合的な推進を図るため、コンプライアンス研修及び 啓発活動等に関する具体的な計画。
- (11) 研究倫理研修 研究者に求められる倫理規範を習得させるために実施する研修。
- (12) コンプライアンス研修 競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、及び自らのどのような行為が不正にあたるのか等を理解させるために実施する研修。
- (13) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、役職員に対し、不正防止に向けた意識向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般。

#### (研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による 研究不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究倫理研修及びコンプライアンス研修を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに第三者による検証可能性を担保するため、研究成果等を外部へ発表等した場合、当該研究に係る研究記録を一定期間適切に保存・管理しなければならない。また、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

#### 第2章 研究不正行為に対する体制

# (最高管理責任者)

- 第4条 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、道総研における研究不正行為の防止及び研究不正行為が生じた際の対応について最終責任を負い、研究不正行為の防止対策(以下「不正防止対策」という。)及び研究不正行為が生じた際の対応について基本方針を策定・周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たって、不 正防止計画に基づき、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実 施状況や効果等について役員会等で議論を深める。

## (統括管理責任者)

- 第5条 統括管理責任者は、理事(研究推進担当)をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者の指示の下、不正防止対策 及び研究不正行為が生じた際の対応について組織横断的に体制を統括するとともに、基本方 針に基づき道総研全体の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

#### (統括管理副責任者)

- 第6条 統括管理副責任者は、本部研究推進部長をもって充てる。
- 2 統括管理副責任者は、統括管理責任者を補佐し、統括管理責任者の指示の下、統括管理責任者の業務の全部又は一部を担い、実施状況を統括管理責任者に報告する。

#### (研究管理責任者)

- 第7条 研究管理責任者は、試験場等の長をもって充てる。
- 2 研究管理責任者は、試験場等における具体的な不正防止対策の実施について実質的な責任 と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、自己の試験場等において不正防止対策を実施し、 実施状況を統括管理責任者に報告する。

#### (研究管理副責任者)

- 第8条 研究管理副責任者は、試験場等の総務部長(総務部長が置かれていない試験場等においては総務課長)、企画調整部長、研究部門部長等をもって充てるものとし、詳細は不正防止計画に定める。
- 2 研究管理副責任者は、研究管理責任者を補佐し、研究管理責任者の指示の下、自己の部署 において研究管理責任者の業務の全部又は一部を担い、実施状況を研究管理責任者に報告す る。

(監事)

- 第8条の2 監事は、道総研の監事をもって充てる。
- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について道総研全体の観点から、不正発生の要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、役員会等で意見を述べる。

## 第3章 研究不正行為の防止対策

(不正防止計画)

- 第9条 統括管理責任者は、不正防止計画を策定する。
- 2 最高管理責任者は、不正防止計画に率先して対応することを道総研内外に表明するととも に自ら不正防止計画の進捗管理に努め、定期的な啓発活動を行い、役職員の意識向上と浸透 を図る。
- 3 道総研全体の不正防止計画の着実な推進を図るため、本部研究推進部に防止計画推進部署を置く。
- 4 研究管理責任者は、防止計画推進部署と協力して不正防止計画を実施する。
- 5 統括管理責任者は、監事や内部監査部門と連携し、必要に応じ不正防止計画を見直す。

(研究倫理研修・コンプライアンス研修)

- 第 10 条 研究管理責任者は、自己の試験場等における研究者等に対して、研究倫理研修を定期的に実施する。
- 2 研究管理責任者は、自己の試験場等における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス研修及び啓発活動を定期的に実施する。
- 3 研究管理責任者は、研究倫理研修又はコンプライアンス研修を実施した場合、受講者の受講状況及び理解度を把握し、統括管理責任者に報告する。

(競争的資金等の会計事務)

- 第 11 条 道総研は研究者等に代わって競争的資金等を管理するものとし、競争的資金等の会計に関する事務は本部経営管理部及び試験場等の総務部門が所掌する。
- 2 競争的資金等の会計に関する事務は、道総研会計規程(平成 22 年規程第 45 号)及びその 他関係規定、並びに資金配分機関が定める規定及び関係法令に基づいて執行しなければならな い。

(競争的資金等に関する相談窓口)

- 第 12 条 競争的資金等の使用に関するルール等について、道総研内外からの相談を受け付けるため、次の各号に掲げる相談窓口を置く。
  - (1) 制度及び申請手続き等に関する相談窓口 本部研究推進部
  - (2) 外部機関との委託及び受託事務処理に関する相談窓口 研究本部企画調整部
  - (3) 予算事務処理に関する相談窓口 研究本部企画調整部
  - (4) 具体的な会計事務処理に関する相談窓口 本部経営管理部

(モニタリング)

第 13 条 研究管理責任者は、自己の試験場等において競争的資金等の支出状況及び当該研究の進捗状況等を定期的にモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(内部監査)

第 14 条 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員が防止計画推進部署と連携して行うものとし、必要な事項は別に定める。

(誓約書の提出)

- 第 15 条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員は、不正防止計画に定めるところにより誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 2 研究管理責任者は、競争的資金等での取引がある業者等に対して、不正防止計画に定めると ころにより誓約書の提出を求める。

第4章 研究不正行為への対応

第1節 通報の受付

(受付窓口)

- 第 16 条 相談又は通報(以下「通報等」という。)への迅速かつ適切な対応を行うため、防止計画推進部署に研究不正行為に関する相談及び通報を受ける窓口(以下「受付窓口」という。)を置き、研究推進部副部長を担当者(以下「通報等受付担当者」という。)とする。
- 2 統括管理責任者は、設置する受付窓口について、その名称、連絡先、受付の方法等を定め、 道総研内外に公表する。
- 3 統括管理責任者は、通報等の事案が通報等受付担当者との利害関係を持つ場合、当該事案の通報等受付担当者を変更することができる。

(通報の受付)

- 第 17 条 研究不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面(別記第1号様式)、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談等により、受付窓口に対して通報を行うことができる。
- 2 通報は、原則として、通報を行う者(以下「通報者」という。)の氏名(道総研の所属を含む)を明らかにし、次の各号に掲げる事項が示されている場合のみを受け付ける。
  - (1) 研究不正行為を行ったとする役職員等の氏名又はグループ等の名称
  - (2) 研究不正行為の態様その他事案の内容
  - (3) 研究不正行為とする合理的理由
- 3 通報等受付担当者は、書面による通報等、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合、通報者(匿名の通報者を除く。ただし調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は、顕名による通報者として取り扱う。以下同じ。)に通報を受け付けたか否かを通知する。
- 4 通報等受付担当者は、匿名による通報について、統括管理責任者と協議の上、これを顕名の 通報に準じて受け付けることができる。
- 5 通報等受付担当者は、通報を受け付けた場合、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。

(不正行為の相談)

- 第 18 条 研究不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非又は手続き等について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。
- 2 通報等受付担当者は、通報の意思を明示しない相談があった場合、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に通報の意思の有無を確認する。
- 3 通報等受付担当者は、前項において相談者が通報の意思を示さない場合でも、必要と認めるときは、統括管理責任者と協議の上、当該事案を通報に準じて取り扱うことができる。

(不正行為への警告)

- 第 19 条 通報等受付担当者は、相談の内容が、研究不正行為が行われようとしている、又は研究 不正行為を求められている等である場合、統括管理責任者に報告する。
- 2 統括管理責任者は、前項の報告内容に相当の理由があると認める場合、その報告内容に関係 する者に対して警告を行う。ただし、警告を行う対象者が道総研以外の機関に所属する者であ るときは、その者が所属する機関に対応を依頼することができる。
- 3 統括管理責任者は、前項の規定により道総研以外の機関に所属する者に警告を行う場合、その者が所属する機関に警告の内容等を通知する。

(通報の受付によらない事案の取扱い)

- 第 20 条 統括管理責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究不正行為の疑いが指摘された場合(第 17 条第 2 項各号に掲げる事項が全て示されている場合に限る。)、これを匿名の通報があった場合に準じて取り扱うことができる。
- 2 統括管理責任者は、他の機関に通報があった事案について、当該機関から通知を受けた場合、 当該事案を道総研に通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

(通報等受付担当者の義務)

- 第 21 条 通報等受付担当者は、通報等の受付に当たって、相談者又は通報者の秘密の遵守その 他相談者又は通報者の保護を徹底しなければならない。
- 2 通報等受付担当者は、通報等の受付に当たって、面談による場合は個室で実施し、書面、 ファクシミリ、電子メール又は電話等による場合は、その内容を他の者が同時又は事後に見聞 できないような措置を講じる等、適切な方法で実施しなければならない。

(悪意に基づく通報)

第 22 条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため、又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被 通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを 目的とする意思。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。

# 第2節 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第 23 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。役職員でなくなった後も同様とする。
- 2 この規程に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、通報内容又は調査内容について、調査結果の公表まで、通報者又は被通報者の意に反して関係者以外に漏洩しないよう、 これらの秘密の保持を徹底しなければならない。相談者についても同様とする。
- 3 この規程に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知する際は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者の人権、名誉又はプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解 を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者 又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

# (通報者の保護)

- 第 24 条 役職員は、通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、道総研懲戒規程 (以下、「懲戒規程」という。)その他関係規定に従って、その者に対して処分を課すことが できる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

# (被通報者の保護)

- 第 25 条 役職員は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、懲戒規程その他関係規定に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### 第3節 事案の調査

#### (道総研が調査する事案)

- 第 26 条 被通報者が役職員である場合、又は被通報者がどの機関にも所属していないが専ら道総研の施設・設備を使用して行った研究活動に係る通報があった場合、原則として道総研が調査を行う。
- 2 被通報者が役職員であり、かつ道総研以外の機関にも所属する場合、原則として被通報者が 通報された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で 調査を行う。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案 の内容等を考慮して別に定めることができる。
- 3 被通報者が役職員であり、道総研以外の機関で行った研究活動に係る通報があった場合、道総研と当該研究活動が行われた機関とが合同で調査を行う。
- 4 被通報者が道総研以外の機関に所属し、道総研で行った研究活動に係る通報があった場合、 道総研と被通報者が所属する機関が合同で調査を行う。
- 5 被通報者が通報された事案に係る研究活動を道総研で行った後に道総研を離職している場合、道総研と被通報者が現に所属する機関が合同で調査を行う。被通報者が道総研を離職後、 どの機関にも所属していないときは、道総研が調査を行う。

6 道総研以外の機関、又は資金配分機関から道総研に調査を依頼された場合であって、通報 された事案が前各項のいずれかに該当するときは、道総研は単独又は他の機関と合同で通報 された事案の調査を行う。

(調査の依頼及び協力)

- 第 27 条 道総研は、通報された事案が前条各項のいずれにも該当しない場合、又は道総研が 調査を行うことが極めて困難である場合、本来調査を行うべき機関又は当該事案に係る資金 配分機関に調査を依頼することができる。
- 2 道総研は、通報された事案が前条各項のいずれかに該当し、合同で調査を行う機関の他に 調査を行う機関又は資金配分機関が想定される場合、当該機関に合同で調査を行うことを依 頼することができる。
- 3 道総研は、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上で協力を求めることができる。この場合、第 23 条第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条から第 44 条までの規定は、委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用する。
- 4 道総研は、他の機関が調査する事案について調査への協力を要請された場合、誠実に協力する。

(予備調査の実施)

- 第 28 条 統括管理責任者は、通報された事案が第 26 条各項のいずれかに該当する場合、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者を指名して予備調査を行わせる。
- 2 前項の規定により指名された者(以下「予備調査員」という。)は、必要に応じて、被通報者に対して研究記録その他予備調査を実施する上で必要な関係資料等(各種伝票、申請書等)の提出を求め、又は関係者にヒアリングを行うことができる。
- 3 予備調査員は、本調査の証拠となり得る研究記録その他の関係資料等(以下「証拠資料等」 という。)を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法・報告)

- 第29条 予備調査員は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された内容の合理性、通報内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について調査を行う。
- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報についての調査では、取下げに至った経緯及び事情を含めて調査を行う。
- 3 予備調査員は、予備調査の結果を取りまとめ、本調査を行うか否かの意見を付し、統括管理 責任者に報告する。

(本調査の決定等)

第 30 条 統括管理責任者は、前条第 3 項の報告を受けた場合、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、通報を受け付けた日から起算して 30日以内に本調査を行うか否かを決定する。

(本調査の実施等の通知及び報告)

- 第 31 条 最高管理責任者は、前条の規定により本調査を実施することを決定した場合、通報者及び被通報者に本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が調査機関以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に本調査を行う旨を報告する。
- 2 最高管理責任者は、前条の規定により本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して通報者に通知する。また、当該事案に係る資金配分機関に本調査を行わない旨を報告する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、通知又は報告後に通報者又は当該事案に係る資金配分機関から資料等の開示の請求があったときは、これに応じる。

#### (調査委員会の設置)

- 第32条 最高管理責任者は、第30条の規定により本調査を実施することを決定した場合、研究 不正行為が行われたか否かを認定する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置す る。
- 2 調査委員会は、道総研に属さない外部有識者を含む3名以上の委員によって構成する。調査 委員会の委員(以下「委員」という。)の半数以上は、道総研に属さない外部有識者とする。
- 3 委員は、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。また、委員の内、外部 有識者は、道総研と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、原則として統括管理責任者とする。ただし、統括管理責任者が通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する場合、最高管理責任者は、別の委員を委員長に任命する。

(委員の通知)

- 第 33 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置した場合、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、最高管理責任者に対して、別記第2号様式により委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合、当該異議申し立ての内容を審査し、 その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、 その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

- 第34条 委員長は、前条第2項に定める期間が経過した後、第30条の規定による本調査を実施する決定があった日から起算して30日以内に調査委員会を招集し、本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、調査対象事案が研究資金の不正使用に関するものである場合、本調査の開始に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について当該事案に係る資金配分機関に報告又

は協議しなければならない。

- 3 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠資料等の精査、関係者のヒアリング又は再実験の要請等により調査を行う。
- 4 調査委員会は、被通報者に説明の機会を設けなければならない。
- 5 前項の規定により被通報者が特定不正行為に関して説明する場合は、自己の責任において、 当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければ ならない。
- 6 調査委員会が被通報者に再実験等の方法により再現性を求める場合、又は被通報者から再実 験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合、道総研は必要と認める範囲内 において、再実験等に要する期間及び機会(機器等の使用、経費等)を認める。再実験等は、調 査委員会の指導・監督の下に行う。
- 7 最高管理責任者は、調査委員会が道総研以外の機関において調査を行う必要がある場合、当該機関に協力を要請する。

(本調査の対象)

第 35 条 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の他、本調査に関連する被通報者の他の研究を調査対象に含めることができる。

(証拠の保全等)

- 第36条 調査委員会は、本調査に当たって、証拠資料等を保全する措置をとることができる。 また、道総研以外の機関が証拠資料等を保存している場合、当該機関に証拠資料等の提出を依頼することができる。
- 2 統括管理責任者は、道総研以外の機関から、当該機関が行う研究不正行為に係る調査のため、道総研が保有する証拠資料等の提出を求められた場合、当該機関と協議の上、必要と認めるときは証拠資料等を提出する。

(本調査の中間報告)

- 第 37 条 調査委員会は、当該事案に係る資金配分機関から報告を求められた場合、本調査の終了前であっても本調査の中間報告を最高管理責任者に報告する。
- 2 調査委員会は、研究資金の不正使用について、通報を受け付けた日から起算して 210 日を経過した場合、本調査の終了前であっても本調査の中間報告を最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前2項の報告があった場合、当該事案に係る資金配分機関に中間報告を 提出する。また、最高管理責任者は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該 事案に係る資金配分機関からの資料の提出、閲覧又は現地調査の求めに応じなければならない。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第38条 調査委員会は、本調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究

又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分 配慮しなければならない。

#### 第4節 研究不正行為の認定

(認定の手続)

- 第 39 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150 日以内に調査した内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定した場合はその内容、悪質性、研究不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、当該事案が研究資金の不正使用に係るものである場合は不正使用の相当額、並びにその他必要な事項を認定する。
- 2 調査委員会は、前項に定める期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、 その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者の承認を得る。
- 3 調査委員会は、研究資金の不正使用について、不正使用の事実が一部でも確認された場合、 当該事実を認定する。
- 4 調査委員会は、研究不正行為が行われなかったと認定した場合、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定する。
- 5 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、通報者に説明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、第1項、第3項又は第4項の認定を終了した場合、調査結果を最高管理責任 者に報告する。

(研究不正行為の認定の方法)

- 第40条 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正行為が行われたか否かの認定を行う。
- 2 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として研究不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって研究不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合、研究不正行為が行われたことを認定する。保存義務期間の範囲に属する研究記録の不在又は本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、研究不正行為が行われた疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害等)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、研究記録の不存在等が、被通報者が所属する又は当該事案に係る研究活動を行っていたときに所属していた機関が定める保存期間を超えることによる場合も同様とする。

# (調査結果の通知及び報告)

- 第41条 最高管理責任者は、第39条第6項の報告があった場合、調査結果(理由を含む)を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究不正行為に関与したと認定された者に通知する。被通報者が道総研以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。
- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が道総研以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

# (不服申し立て)

- 第 42 条 研究不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14 日以内に、最高管理責任者に対して、別記第3号様式により研究不正行為の認定に関する不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申し立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された場合を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申し立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項の規定により被通報者からの不服申し立てがあった場合は通報者に通知し、第2項の規定により通報者からの不服申し立てがあった場合は被通報者に通知する。不服申し立て人が道総研以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。調査委員会が不服申し立ての却下又は再調査の決定をしたときも同様とする。
- 4 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、最高管理責任者は、委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせなければならない。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定による新たな委員の任命又は委嘱は、第32条第2項、第3項及び第4項に準じて行う。
- 6 調査委員会(第4項の規定による調査委員会に代わる者を含む。以下、本条において同じ。)は、不服申し立ての趣旨及び理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、前項の規定により調査委員会が当該事案の再調査を行わず、不服申し立てを却下すべきと決定した場合、不服申し立て人にその決定を通知する。その際、不服申し立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、以後の不服申し立てを受け付けないこととし、その旨を不服申し立て人

に通知する。

# (再調査)

- 第 43 条 最高管理責任者は、前条第 6 項の規定により調査委員会が再調査を行う決定をした場合、不服申し立て人にその旨を通知し、先の調査結果を覆す資料の提出のほか、第 31 条第 1 項と同様の協力を求める。
- 2 調査委員会は、前項の規定による不服申し立て人からの協力が得られない場合、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、最高管理責任者に報告する。
- 3 調査委員会は、前条第1項の不服申し立てに基づき再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して 50 日以内に、前条第2項の不服申し立てに基づき再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して 30 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 調査委員会は、第3項に定める期間以内に決定できない合理的な理由がある場合、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者の承認を得る。
- 5 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告があった場合、調査委員会の決定内容を通報者、 被通報者及び被通報者以外で研究不正行為に関与したと認定された者に通知する。不服申し立て 人が道総研以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係 る資金配分機関及び関係府省に報告する。

# (調査結果の公表)

- 第 44 条 最高管理責任者は、研究不正行為が行われたと認定された場合、研究不正行為に関与した者の氏名・所属、研究不正行為の内容、道総研が公表時までに行った措置の内容、委員の氏名・所属、及び調査の方法・手順等を含む調査結果を公表する。ただし、特定不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられている等の合理的理由があるときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属等を公表しないことができる。
- 2 最高管理責任者は、研究不正行為が行われなかったと認定された場合、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められるとき、調査事案が外部に漏洩していたとき、又は論文等の誤りが故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないときは、調査結果を公表する。
- 3 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究不正行為がなかったこと、論文等の誤り が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもので はないこと、被通報者の氏名・所属、委員の氏名・所属、及び調査の方法・手順等を含むも のとする。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、委員の氏名・所属、及び調査の方法・手順等を公表する。

## 第5節 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第 45 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された調査対象の事案に係る競争的資金等の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(競争的資金等の使用中止)

第 46 条 最高管理責任者は、研究資金の不正使用に関与したと認定された者、及び当該事案に係る競争的資金等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対して、当該事案に係る競争的資金等の使用中止を命じる。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第 47 条 最高管理責任者は、特定不正行為に関与したと認定された者、及び特定不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告する。
- 2 前項の勧告を受けた者は、勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの 意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合、その事実を公表することができる。

(措置の解除等)

- 第 48 条 最高管理責任者は、研究不正行為が行われなかったと認定された場合、第 45 条の規定 による競争的資金等の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置は、不服申し立てが ないまま申立期間が経過した後、又は不服申し立ての審査結果が確定した後に解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置、及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分等)

- 第 49 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究不正行為が行われたと認定された場合、当該研究不正行為に関与した者に対して、法令、懲戒規程その他関係規定に従って、処分を課すことができる。
- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、当該通報者に対して、法令、 懲戒規程その他関係規定に従って処分、刑事通報その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前2項の処分等を課した場合、当該事案に係る資金配分機関及び関係府 省にその処分等の内容を報告する。

(是正措置等)

第 50 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究不正行為が行われたと認定された場合、是正措

- 置、再発防止措置及びその他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の是正措置等を講じた場合、当該事案に係る資金配分機関及び関係 府省にその是正措置等の内容を報告する。

第5章 雑則

附 則(平成22年4月1日規程第59号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規程第2号) この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平成 29年3月30日規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

(独立行政法人北海道立総合研究機構「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する規程の廃止)

- 2 独立行政法人北海道立総合研究機構「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する規程(平成 22 年規程第 60 号)は、廃止する。
  - 附 則(令和3年3月30日規程第39号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。
  - 附 則(令和3年12月20日規程第65号) この規程は、令和4年3月25日から施行する。
  - 附 則(令和6年1月19日規程第7号) この規程は、令和6年1月19日から施行する。
  - 附 則(令和6年3月28日規程第19号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(EI)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

通報を行う者

所属

住所

氏名

通 報書

「道総研における研究不正行為に関する規程」第 17 条の規定に基づき、以下について通報します。

- 1. 研究不正行為の疑いのある者の所属、職名、氏名又はグループ等の名称
- 2. 研究不正行為の態様その他事案の内容 (発生時期、発生場所等も分かれば記載してください)
- 3. 研究不正行為と思料する理由
- 4. 研究不正行為に係る研究資金(記述は任意)
- 5. その他参考となる事項(記述は任意) (証拠となりうる資料等があれば、添付してください)

受付扣当者記入欄

受付日: (年号) 年月日

受付担当者氏名:

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

異議申し立てを行う者

所属 住所

氏名

(EI)

# 異議申立書

「道総研における研究不正行為に関する規程」第 33 条第2項の規定に基づき、(年号) 年月 日付け道総研第 号により通知のあった調査委員会委員に関する事項について、以下のとおり 異議を申し立てます。

1. 上記通知を受けた日

(年号) 年 月 日

- 2. 異議申し立ての趣旨
- 3. 異議申し立ての理由
- 4. 添付書類
  - ※ 異議を申し立てる者の本人確認ができる書類(身分証、運転免許証又はパスポート等)の写しを添付すること。

#### 備考

- 1. 異議を申し立てることができる期間は、上記通知を受けた日から起算して7日以内です。
  - 2. 「3. 異議申し立ての理由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。この様式中に記入しきれない場合は、「4. 添付書類」欄に「別紙参照」と記入した上、別紙を用いて記入できます。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

不服申し立てを行う者

所属 住所

氏名

# 不服申立書

「道総研における研究不正行為に関する規程」第 42 条第 1 項の規定に基づき、(年号) 年月 日付け道総研第 号により通知のあった研究不正行為の認定について、以下のとおり異議を申し立てます。

1. 上記通知を受けた日

(年号) 年 月 日

- 2. 不服申し立ての趣旨
- 3. 不服申し立ての理由
- 4. 添付書類
  - ※ 不服を申し立てる者の本人確認ができる書類(身分証、運転免許証又はパスポート等)の写しを添付すること。

# 備考

- 1. 異議を申し立てることができる期間は、上記通知を受けた日から起算して 14 日以内です。
- 2. 「3. 不服申し立ての理由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。この様式中に記入しきれない場合は、「4. 添付書類」欄に「別紙参照」と記入した上、別紙を用いて記入できます。